

令和5年4月6日

保護者 各位

美浜町教育委員会教育長 伊藤 守

新型コロナウイルス感染症対応に伴う登校判断等について

日頃は各学校の教育活動にご理解とご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

令和5年5月8日に、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが5類に変更されることを踏まえ、文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」が改訂されました。については、新型コロナウイルス感染症対応に伴う登校判断等については下記のようにいたします。ご理解とご協力をいただきますよう、よろしく申し上げます。

記

1 登校判断について

- | |
|---|
| <p>(1) <u>お子様本人に発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状が見られる場合は</u>、お子様の登校を控えてください。</p> <p>(2) <u>お子様本人が感染した場合及びお子様本人が濃厚接触者に特定された場合は</u>、お子様の登校を控えてください。</p> <p>(3) <u>同居家族が濃厚接触者になった場合は</u>、お子様の登校を控える必要はありません。</p> |
|---|

※(1)～(2)により学校を休む場合は「欠席」ではなく「出席停止」扱いとします。

※お子様が基礎疾患をもっているなど、学校での感染が不安で休ませたい場合は学校にご相談ください。

2 基本的な感染症対策の実施について

- ・ご家庭においても、登校前には毎朝の検温や健康観察を行ってください。
- ・引き続き、こまめな手洗いや換気、咳エチケット等の基本的な感染症対策への取り組みにご協力ください。また、身体全体の抵抗力を上げるため、十分な睡眠、適度な運動、バランスのとれた食事を心がけるよう指導します。ご家庭においてもご協力ください。

3 その他

- ・本人及び同居家族の感染が疑われ、検査を実施する場合は、速やかに学校へ連絡をしてください。

連絡先：美浜町教育委員会 学校教育課 TEL:0569-82-1111